

参照条文

○民法

(定期行為の履行遅滞による解除権)

第五四二条 契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ契約をした目的を達することができない場合において、当事者の一方が履行をしないでその時期を経過したときは、相手方は、前条の催告をすることなく、直ちにその契約の解除をすることができる。

○契約解除の通知書(四)

(法定解除権に基づくもの)

契約解除通知書

一 当社は貴社に対し平成〇年四月二四日付売買契約書をもって、当社製RHMプレス機一台(以下、本件機械といいます)を左の条件にて売却いたしました。

内証文例四六

1 売買代金 三、七〇〇万円

但し、支払いは同年四月三〇日一部金七〇〇万円、本件機械納入時に残額

2 納期限 同年六月三〇日

二 しかるに貴社は、四月三〇日までに支払うべき売買代金の一部金七〇〇万円を支払いませんでした。そこで当社は同年五月六日付内容証明郵便をもって貴社に対し、右の支払いを同月一五日までに行うよう催告しましたが、貴社は右の支払いをなさないまま今日に及んでおります。

三 よって当社は、本書をもって右の本件機械の売買契約を解除いたします。

右通知いたします。

平成〇年六月一日

東京都荒川区〇〇二丁目五番五号

〇〇製作株式会社

代表取締役 甲 谷 治 一 印

東京都北区〇〇三丁目五番一〇号

〇〇株式会社

代表取締役 乙 村 洋 二 殿

参照条文

○民法

(履行遅滞等による解除権)

第五四一条 当事者の一方がその債務を履行しない場合において、相手方が相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、相手方は、契約の解除をすることができる。

○契約解除の通知書(五)

(隠れたる瑕疵があるもの)

通 知 書

当社は平成〇年七月一五日付契約をもって貴社から製氷機二台を購入しましたが、うち一台(A W一〇三)につき、本来有すべき一〇時間にて五トンの製氷能力が実は二トンしかないという瑕疵を発見しました。これでは右機械を購入した目的を達することができませんので、右機械につ

内証文例四六

○交通事故に関する損害賠償請求書(六)

(傷害事故によるもの)

請 求 書

貴殿との平成〇年九月四日、午後〇時ごろ、大阪市中央区〇〇一丁目一八番地先路上において発生した交通事故により、私は腰部打撲の傷害を負い、事故後大阪市鶴見区〇〇四丁目六番二四号〇〇病院に入院し、翌一〇月一六日幸い治癒にいたりましたが、その間、左記損害を被りました。

つきましては、本書送達後一〇日以内に右損害合計額金〇〇万円をお支払い下さいますようお願いいたします。

記

- 一 治療費 〇〇万円
- 二 慰謝料 〇〇万円 (ただし、右通院期間中、実通院日数三四日)
- 三 通院交通費 〇万円
- 四 休業損害 〇〇万円 (ただし、右通院期間中、平成〇年九月五日から同月一三日までの通

算九日分)

以上合計金〇〇万円

平成〇年一〇月二二日

大阪市中央区〇〇二丁目一九番五号

甲 崎 初 男 ㊟

大阪市北区〇〇三丁目二番七号

乙 野 幸 二 殿

参照条文

○民法

(不法行為による損害賠償)

第七〇九条 故意又は過失によつて他人の権利又は法律上保護される利益を侵害した者は、これによつて生じた損害を賠償する責任を負う。

○自動車損害賠償保障法

(自動車損害賠償責任)

第三条 自己のために自動車を運行の用に供する者は、その運行によつて他人の生命又は身体を害したときは、これによつて生じた損害を賠償する責に任ずる。ただし、自己及び運転者が自動車の運行に関し注意を怠らなかつたこと、被害者又は運転者以外の第三者に故意又は過失があつたこと並びに自動車に構造上の欠陥又

内証文例三八

は機能の障害がなかつたことを証明したときは、この限りでない。

・ 回答書

(時効を主張し、拒否するもの)

回 答 書

貴殿よりの平成〇年一〇月二二日付内容証明郵便を拝受しました。

確かに、ご連絡の日時、場所において、歩行中の貴殿と接触事故を起こしたことは記憶にあります。しかし、事故は、私が運転車両を駐車させようと操作中に生じたものであり、接触の際の衝撃もほとんどなく、貴殿からも格別のお申出はありませんでした。

今回突然の賠償請求を受け当惑しておりますが、いずれにせよ、事故発生の日からはもちろん貴殿が通院治療を終えられた平成〇年一〇月一六日から既に三年以上の期間が経過しており、私が右事故に基づいて貴殿に賠償する義務はないものと存じます。

以上の次第にて貴殿よりのご請求には応じかねるものですが、悪しからずご了承下さい。

平成〇年一月一日

損害賠償 交通事故に関するもの

一九一八

大阪市北区〇〇三丁目二番七号

乙 野 幸 二 印

大阪市中央区〇〇二丁目一九番五号

甲 崎 初 男 殿

参照条文

○民法

(不法行為による損害賠償請求権の期間の制限)

第七二四条 不法行為による損害賠償の請求権は、被害者又はその法定代理人が損害及び加害者を知った時から三年間行使しないときは、時効によって消滅する。不法行為の時から二〇年を経過したときも、同様とする。